

児童自立支援施設のあり方に関する研究会

【 参 考 資 料 】

- 医療・心理スタッフの配置状況及び一時保護委託受入状況
（「児童自立支援施設に関する実態調査」より） . . . 1

- 一時保護委託受入のケース概要
（「児童自立支援施設に関する実態調査」より） . . . 2

- 児童家庭支援センターの概要 . . . 10

- 児童家庭支援センター一覧（平成17年11月現在） . . . 11

- 全国児童家庭支援センター相談内容種別数（平成16年度）
. . . 12

- 児童自立支援施設の学校教育実施状況一覧（平成17年4月現在）
. . . 13

- 自立援助ホームの概要 . . . 14

- 自立援助ホーム一覧（平成17年11月現在） . . . 15

- 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所社会人入所案内
. . . 16

医療・心理スタッフの配置状況及び一時保護委託受入状況(「児童自立支援施設に関する実態調査」より)

NO	職員の配置															一時保護委託 (受入実績)			
	看護師		保健師		医師								心理士		有り	有りの 場合の 件数	無し		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	担当科 * ()は非常勤(嘱託含む)						常勤	非常勤					
							内科	精神科 (常勤) (非常勤)	小児科	外科	歯科	耳鼻科			眼科				
1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	—	0	○
2	1	0	0	0	0	1	0	0	(1)	0	0	0	0	0	0	1	—	0	○
3	0	0	0	1	0	3	(1)	0	(1)	0	0	(1)	0	0	0	0	○	2	—
4	0	0	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	—	0	○
5	0	0	0	0	0	3	(1)	0	(1)	0	0	(1)	0	0	0	0	○	1	—
6	0	0	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	○	1	—
7	0	0	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	—	0	○
8	0	0	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	1	—	0	○
9	0	0	0	0	0	2	0	0	(1)	(1)	0	0	0	0	0	1	—	0	○
10	0	0	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	○	4	—
11	0	0	0	0	0	4	(1)	0	(2)	0	0	(1)	0	0	1	0	○	2	—
12	0	0	0	0	0	2	0	0	0	(1)	0	(1)	0	0	0	1	○	1	—
13	0	0	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	—	0	○
14	0	0	0	1	0	3	(1)	0	(1)	0	0	(1)	0	0	0	0	○	3	—
15	1	0	0	0	0	3	(1)	0	(1)	0	0	(1)	0	0	0	2	○	1	—
16	0	1	0	0	0	4	(1)	0	(2)	0	0	(1)	0	0	0	2	—	0	○
17	2	0	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	1	—	0	○
18	2	0	0	0	0	2	0	0	(1)	(1)	0	0	0	0	0	2	○	3	—
19	1	0	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	1	2	○	2	—
20	0	0	0	0	1	4	(1)	1	0	0	0	(1)	(1)	(1)	0	0	○	4	—
21	0	0	0	1	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	○	2	—
22	0	0	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	—	0	○
23	0	0	0	0	0	1	(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	○	2	—
24	0	0	0	0	0	1	0	0	0	(1)	0	0	0	0	0	0	○	1	—
25	0	0	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	○	3	—
26	0	0	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	—	0	○
27	0	1	0	0	1	2	(1)	1	0	0	0	(1)	0	0	0	0	○	2	—
28	0	1	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	1	0	○	23	—
29	0	0	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	—	0	○
30	0	0	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	1	○	10	—
31	0	0	0	0	0	3	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	—	0	○
32	0	0	1	0	0	2	0	0	(1)	(1)	0	0	0	0	2	0	○	1	—
33	1	0	0	0	1	2	(1)	1	(1)	0	0	0	0	0	7	0	○	40	—
34	0	0	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	1	○	20	—
35	0	0	0	0	0	3	(1)	0	(1)	0	0	(1)	0	0	0	0	—	0	○
36	0	0	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	—	0	○
37	0	0	0	0	0	3	0	0	(1)	(1)	0	(1)	0	0	0	0	○	32	—
38	0	0	0	0	0	5	(1)	0	(1)	0	0	(1)	(1)	(1)	1	1	○	27	—
39	0	0	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	○	32	—
40	1	0	0	0	0	2	(1)	0	0	0	0	(1)	0	0	2	0	—	0	○
41	0	0	1	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	—	0	○
42	0	0	0	0	0	3	(1)	0	(1)	0	0	(1)	0	0	0	0	○	1	—
43	0	0	2	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	(1)	0	0	1	0	—	0	○
44	0	0	0	0	0	2	0	0	(1)	0	(1)	0	0	0	1	0	○	1	—
45	0	0	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	4	0	—	0	○
46	1	0	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	—	0	○
47	0	0	0	0	0	3	(1)	0	(1)	0	0	(1)	0	0	0	0	—	0	○
48	0	0	0	0	0	3	(1)	0	(1)	0	0	(1)	0	0	0	0	○	10	—
49	0	0	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	1	—	0	○
50	0	0	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	2	○	14	—
51	0	0	0	0	0	3	(2)	0	0	0	0	(1)	0	0	0	0	○	3	—
52	0	0	0	1	0	3	(1)	0	(1)	0	0	(1)	0	0	2	0	○	1	—
53	0	0	0	0	0	3	(1)	0	(1)	0	0	(1)	0	0	0	1	○	7	—
54	2	0	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	○	17	—
55	0	0	0	0	0	1	0	0	0	(1)	0	0	0	0	0	0	○	8	—
56	1	0	0	0	0	1	(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	○	3	—
57	1	0	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	○	7	—
58	1	0	0	0	0	2	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	0	1	○	20	—
合計	16	3	4	4	4	131	49	4	50	7	1	20	2	2	24	23	37	313	21

一時保護委託受入のケース概要（「児童自立支援施設に関する実態調査」より）

NO	ケースの概要	受入期間
1	虐待ケースで28条の手続きをしているが、家裁の承認を得るのに時間がかかり、一時保護継続が好ましくないため、入所前提の委託	2週間
2	虐待ケースで28条の手続きをしているが、家裁の承認を得るのに時間がかかり、一時保護継続が好ましくないため、入所前提の委託	10週間
3	児童相談所の一時保護所で問題行為があったため	3週間
4	母薬物使用。祖母による身体的虐待を受け、強迫的な窃盗や深夜徘徊、行動傷害、広汎性発達障害、小5年時入所に至る	7週間
5	虞犯（夜間徘徊、金銭持ち出し）	2週間
6	虞犯（わいせつ行為）	2週間
7	不登校（家庭環境等）	4週間
8	無断外泊、深夜徘徊	1週間
9	被虐待児童であり、児童自立支援施設入所適当と判断されたが、保護者の同意が得られなかったことから児童福祉法28条の申し立てを行ったケース。一時保護所での保護が長期にわたると想定されることから一時保護委託となった。	17週間
10	被虐待児童であり、児童自立支援施設入所適当と判断されたが、保護者の同意が得られなかったことから児童福祉法28条の申し立てを行ったケース。一時保護所での保護が長期にわたると想定されることから一時保護委託となった。	5週間
11	虞犯児童であり、母の拘留により養育困難	3日
12	生活支援のため	10週間
13	弟に対する体罰、窃盗	4週間
14	家出、徘徊	7週間
15	入所措置前提（父親の身体的虐待により28条措置）	8週間
16	主訴虐待。施設入所に関し同意とれず	4ヶ月
17	性非行で施設措置が決定したが保護者の同意得られず28条申し立てとなり一時保護委託のまま入所となる。	10ヶ月
18	主訴触法、粗暴。施設入所の保護者同意が得られず児童相談所が28条申し立てケース	継続中 (17年3月～)
19	父親からの虐待により、28条の申し立てに至り、裁定がおきるまでの間の一時保護	10週間
20	粗暴行為により児童相談所一時保護所での援助が困難であり、入所を前提に一時保護	1週間
21	小6女子児童。両親からの虐待その後、祖父母による養育開始。祖父母の養育軽減及び家庭内緊張の緩和のため保護	11日間
22	中2女子児童。テレクラ等不純異性交遊があり、場面を変えて現状を認識させるため施設見学をかねての保護	2日間
23	中1女子児童。父の事業が失敗し祖母宅から学校に通学。祖母宅で問題行動あり、父のトラックの荷台での生活となる。委託終了後、入所措置となる。	13日間
24	中1男子児童。警察から窃盗、強盗事件により通告を受けた児童。母は本児ら4人の子をおいて夜間就労、監護力は弱い。委託終了後、入所措置となる	6日間
25	養護施設入所児で問題行動（夜間徘徊）を起こし、児童相談所の一時保護委託を受けたもの	1週間
26	ADHD児童であり、児童相談所一時保護が困難となってきた事、さらに保護者の同意をとることが長引いたため	3週間
27	家庭内暴力の中1男子。児童相談所の一時保護が年少児が多いとの理由で実施できなかったため。	1週間
28	デリバリーヘルスに関係した中2女子。同じ事件の友達が一時保護されたため一緒にできず、別々で本児が当施設に一時保護委託となった	1週間
29	入所を前提としての一時保護委託であったが、保護者の同意が翻ったため、入所には至らず	3日間
30	母子関係悪く、家を飛び出し29歳の男性のところに身を寄せていたが、その男性に見放され行き場所がなくなった。	4週間

NO	ケースの概要	受入期間
31	長期間家出したまま、不純異性交遊を続けていた。	16週間
32	継父による虐待のため28条措置がとられるまでの期間に一時保護委託	2週間
33	児童養護施設入所中の児童が施設内で性的加害事件を起こす。警察の捜査もあり処分・処遇が決まるまでの間、一時保護委託となる。	7週間
34	入所後長期の精神科入院となり、措置停止を経て措置解除となる。虐待ケースで保護者の元に帰せず、出身市で医療費などの福祉助成の手続きが整う間、一時保護委託となった。	4週間
35	長期に及ぶ家出のため、身柄確保と生活の立て直しのため。一時保護所の受入困難	15日
36	一時保護所での不適応。委託後措置となる。	9日
37	警察からの身柄付通告。一時保護所の受入困難、及び入所の同意を得ていないため。委託後措置。	9日
38	入所前提だが、保護者の同意が得られていないため。	14日
39	家出を繰り返す。一時保護所での対応が困難なため。結局家庭引き取りとなる。	12日
40	入所前提だが、本人の同意がとれていないため。委託後措置。	5日
41	家出を繰り返す。入所前提だが、本人の同意が取れていないため。委託後措置。	9日
42	警察からの身柄付通告。一時保護所の受入困難、及び入所の同意を得ていないため。委託後措置。	47日
43	警察からの身柄付通告。一時保護所の受入困難、及び入所の同意を得ていないため。委託後措置。	9日
44	一時保護所に保護されるものの、暴力事件を起こし、委託。委託後措置	14日
45	警察からの身柄付通告。一時保護所の受入困難、及び入所の同意を得ていないため。委託後措置。	8日
46	施設入所の適否の確認のため。引き取りとなる。	7日
47	過去に入所していた。家庭裁判所の審判までの間の保護	7日
48	警察からの身柄付通告。一時保護所の受入困難、及び入所の同意を得ていないため。委託後措置。	13日間
49	警察からの身柄付通告。一時保護所の受入困難、及び入所の同意を得ていないため。家庭引き取りとなる。	2日間
50	警察からの身柄付通告。一時保護所の受入困難、及び入所の同意を得ていないため。委託後措置。	12日
51	警察からの身柄付通告。一時保護所の受入困難、及び入所の同意を得ていないため。委託後措置。	9日
52	警察からの身柄付通告。一時保護所の受入困難、及び入所の同意を得ていないため。家庭引き取りとなる。	3日
53	警察からの身柄付通告。一時保護所の受入困難、及び入所の同意を得ていないため。児童養護施設に措置。	12日
54	警察からの身柄付通告。一時保護所の受入困難、及び入所の同意を得ていないため。家庭引き取りとなる。	2日
55	警察からの身柄付通告。一時保護所の受入困難、及び入所の同意を得ていないため。委託後措置。	3日
56	以前に入所歴があり、保護者とのいさかいで自らが保護を求める。保護者の同意が得られていないため。委託後措置	6日間
57	他の施設での不適応。行動観察を行い、前の施設に戻る。	71日
58	家庭の事情により一時保護が必要となったケース。子ども本人にも行動面で問題が多くあり、児相の一時保護所ではなく、児童自立支援施設で一時保護が好ましいケースであったため。	12日
59	家庭の事情により一時保護が必要となったケース。子ども本人にも行動面で問題が多くあり、児相の一時保護所ではなく、児童自立支援施設で一時保護が好ましいケースであったため。	11日

NO	ケースの概要	受入期間
60	家庭の事情により一時保護が必要となったケース。子ども本人にも行動面で問題が多くあり、児相の一時保護所ではなく、児童自立支援施設で一時保護が好ましいケースであったため。	3日間
61	家庭の事情により一時保護が必要となったケース。子ども本人にも行動面で問題が多くあり、児相の一時保護所ではなく、児童自立支援施設で一時保護が好ましいケースであったため。	15日
62	家庭の事情により一時保護が必要となったケース。子ども本人にも行動面で問題が多くあり、児相の一時保護所ではなく、児童自立支援施設で一時保護が好ましいケースであったため。	24日
63	保護者のもとで監護養育させることが不適切と児童相談所が判断。法28条による家裁申し立てケース。審判まで一時保護委託した	4ヶ月
64	保護者のもとで監護養育させることが不適切と児童相談所が判断。法28条による家裁申し立てケース。審判まで一時保護委託した	4ヶ月
65	保護者のもとで監護養育させることが不適切と児童相談所が判断。法28条による家裁申し立てケース。審判まで一時保護委託した	4ヶ月
66	入所前提で本児の学園適応状況を見るため一時保護委託した。1週間後措置。	1週間
67	措置停止中の児童が母親からの虐待に耐えかねて家を出て学園へ戻ることを訴えたが、母親の同意が得られないため一時保護委託	1ヶ月
68	住所不定のネグレクト児童で家裁の保護処分決定までの間	12週間
69	就労自立が必要な児童の再就職に向けての支援	2～4週間
70	虐待ケースの緊急保護	2～4週間
71	保護者と児童の関係調整が必要なため	2～4週間
72	弟(満2歳)を連れて家出し、弟を友人宅に預けたまま遊んでいるところを発見、保護される。家庭の監護力に問題があり家出を繰り返すおそれが強い本園で一時保護開始。その後本園へ入所措置される。	8日
73	児童相談所を無断外出し翌日鉄道警察に発見され保護される。一時保護所では再度無断外出の虞があるため施設で一時保護委託開始。その後、入所措置される。	4日
74	本児は家出を繰り返す生活を送っており、家出中に学校へ登校したところを保護、児童相談所にて一時保護を開始。しかし保護所では落ち着くことがなく母親と共に話し合いの場を持つが母親が引き取りを拒否する。一時保護所でも落ち着かないため、施設で一時保護委託開始。その後、入所措置。	7日
75	中学卒業生(女子)、養父、実母からの虐待を理由に家出し、児童相談所へ自ら保護を求める。帰宅を頑なに拒否するが、児童相談所一時保護所入所児が多く長期入所が見込まれるケースの保護ができないことまた、児童養護施設も中学卒業児ということで受け入れられず、施設に一時保護委託。その後、児童相談所一時保護所へ移される。	32日間
76	本児は家出の無断外泊、恐喝等を行い警察に注意されるにも関わらず翌日再び家出する。この状態に母親は監護について完全に手を焼き施設入所を強く望み、警察に保護を求める。処遇決定までの間、施設に一時保護委託予定であったが、その日のうちに母親の気が変わり、引き取りをしてそのまま家庭に引き取られる。	1日
77	母死亡による父子家庭。父親が無免許、飲酒運転で交通事故を起こしたため逮捕、拘留されたが前科があるため長期にわたる事が予想される。本児も一時保護所、児童養護施設を度々無断外出しておりこのまま放置することができない状態である。親族の援助も断られているため、施設で一時保護委託。その後、入所措置。	11日間
78	本児は当施設を退所後、生活が落ち着かず家出同然の暮らしぶり母親から保護願いが出される。警察が身柄を保護し、翌日に家庭裁判所送致の予定があるがそれまで当施設にて一時保護を行う。	1日
79	家庭では家出を繰り返すため児童相談所で一時保護を開始したが、無断外出する。3日後に友人宅で保護するが再度一時保護所に戻っても無断外出することが十分考えられるため、当施設で一時保護開始。その後、入所措置される。	1日間

NO	ケースの概要	受入期間
80	家出による単独徘徊をしているところを警察に保護され要保護児童通告を受けける。その後保護者である父親と連絡が付き本児を引き取ることになったため父親が迎えにくるまでの間、当施設で一時保護を行う。	1日
81	深夜徘徊、バイク窃盗、友人への暴力行為があり自宅謹慎していたが、学校へ登校する。その際本児が校長室で暴れ出し警察で身柄を保護される。母子家庭であり監護が困難なため、当施設で一時保護。その後、入所措置。	4日間
82	家庭内暴力、不良交友、夜遊び、校内暴力等により家庭での指導が困難な状況となる。学校で指導されそのまま、当施設で一時保護。その後、入所措置される。	5日
83	以前より母子関係が不安定で不登校傾向にあったが、不良交友がエスカレートし虞犯性が深まりつつあったところ家出をして警察に保護される。このまま放置できないため、当施設で一時保護。その後、入所措置される。	7日
84	母親が子どもに対して無関心で家にはほとんど帰らないため、母方祖母が主に養育に当たっているが、本児も外泊、深夜徘徊、バイク窃盗等で警察に補導されることが多くなり母方祖母は養育の限界を感じて家庭に連れて帰ることを拒否する。そのまま当施設で一時保護。その後、入所措置。	6日間
85	ADHDと診断された小学2年生で、主な養育者である祖母への暴力がエスカレートし、屋内外での火遊び失火によって、近隣住民から保護・施設入所を求められる。夜間の情緒不安、多動、乱暴行為が目立ち、一カ所での長期連続対応が困難なため、一時保護所と各児童福祉施設が保護を分担して行う。その後、病院に入院措置される。	8日
86	家を勝手に出でマンションの屋上でテント生活を始める。万引き等で警察に保護される。しかし引き取りに来た父親と喧嘩になり本児が帰宅を拒否したため児童相談所で一時保護開始。一時保護中には他児童、職員に対しての乱暴、反抗等が目立ち指導に全く従えずに保護所での生活が困難になってしまったため警察署に一時保護を委託。今後の処遇を決定するため、当施設で一時保護を開始。その後、入所措置される。	13日間
87	児童相談所の一時保護所より他児と無断外出をし、10日後同時に発見され保護される。しかし、同時に一時保護所での監護ができない状態なため今後の処遇を決定するため、当施設で一時保護を開始。その後、入所措置される。	6日間
88	中学2年生、傷害、窃盗恐喝事件を起こし、警察から児童相談所へ身柄付き通告をされる。過去2回の触法行為により児童相談所で指導を受けてきたが、問題行為が収まらず、一時保護所での無断外出の可能性も高いため当施設で受け入れる。その後、入所措置。	14日
89	養父からの虐待を避けるため家出を繰り返していたが学校からの通告で警察にて一時保護する。本児は虞犯傾向をあわせて持っていることから処遇決定までの間、当施設で一時保護を開始。その後、入所措置される。	5日
90	当施設に入所していたが、強制引き取りとなり家庭復帰したが、養父との折り合いが悪く、再び家出を繰り返す。家出中も、虞犯傾向は増しており他施設への入所協議が行われている。処遇が決定するまでの間、当施設で一時保護を実施。	9日間
91	中学2年生、傷害、窃盗恐喝事件を起こし、警察から児童相談所へ身柄付き通告をされる。過去2回の触法行為により児童相談所で指導を受けてきたが、問題行為が収まらず、一時保護所での無断外出の可能性も高いため当施設で受け入れる。その後、入所措置。	2週間
92	家庭調整が必要なため	7日
93	家庭での養育が困難なため	5日
94	児童観察が必要なため	14日
95	家庭での養育が困難なため	14日
96	家出を繰り返すため施設体験	4日
97	施設体験のため	10日

NO	ケースの概要	受入期間
98	施設体験のため	2日
99	家出を繰り返すため施設体験	5日
100	家出を繰り返すため施設体験	15日
101	生活習慣を立て直すため	11日
102	行動観察と生活指導のため	16日
103	施設内での適応状況を確認するため	13日間
104	生活を立て直し、今後の処遇を検討するため	46日
105	生活指導のため	13日間
106	問題行動により家庭での養育が困難なため	14日
107	施設内での適応状況を確認するため	12日
108	生活リズムを確立するため	22日
109	性的逸脱行動により、児童の行動観察及び今後の調整	62日
110	生活を立て直し、処遇を検討するため	7日
111	入所に向けて保護者との調整が必要なため	7日
112	生活リズムを確立するため	7日
113	生活リズムを確立するため	20日
114	性的逸脱行動により、児童自立支援施設で指導が必要なため	31日
115	入所に向けて調整のため	2日
116	入所に向けて保護者との調整が必要なため	6日間
117	本人が保護を求めてきたため	5日
118	生活の安定を図るための指導を必要とするため	30日
119	生活の安定を図るための指導を必要とするため	28日
120	居所がないため	13日間
121	居所がないため	13日間
122	居所がないため	13日間
123	生活の安定を図るための指導を必要とするため	11日
124	体験入所（入所を前提）	2日
125	体験入所（入所を前提）	2日
126	家裁の審判が下るまでの間	7週間
127	親権者の同意が得られるまでの間（本人、監護者は入所希望）	4週間
128	体験入所（入所を前提）	5日
129	体験入所（入所を前提）	3日
130	児童相談所での一時保護が困難	3日
131	児童相談所での一時保護が困難（ADHD）	3日
132	体験入所（入所を前提）	10日
133	本人の希望により（退所生）	2日
134	児童相談所での一時保護所が困難	5日
135	体験入所（入所を前提）	1日
136	体験入所（入所を前提）	1日
137	体験入所（入所を前提）	1日
138	体験入所（入所を前提）	8日
139	体験入所（入所を前提）	18日
140	心の安定を取り戻したいと本人が希望	5日
141	児童相談所での一時保護所が困難	14日
142	安全確保のため（児童相談所では安全が確保できない）	H13. 8. 22～
143	安全確保のため（児童相談所では安全が確保できない）	8日
144	児童相談所での一時保護所が困難	2ヶ月
145	児童相談所での一時保護所が困難	6日間
146	児童相談所での一時保護所が困難	3日
147	体験入所（入所を前提）	4日
148	体験入所（入所を前提）	10日
149	体験入所（入所を前提）	11日
150	体験入所（入所を前提）	16日
151	入所前提<不良交遊>（施設利用に同意したので一時保護をしたが、無断外出）	7日
152	入所前提<家出・浮浪>	14日

NO	ケースの概要	受入期間
153	緊急避難<被虐待児> (虐待により一時保護したものの一時保護所での対人不適応)	5日
154	入所前提<家出・外泊>	15日
155	入所前提<バイク・車>	2日
156	入所前提<被虐待=家出・浮浪>	10日
157	入所前提<家出・浮浪>	3日
158	入所前提<家出・浮浪>	17日
159	入所前提<家出・浮浪> (家に寄りつかず、盗みが常習化)	13日
160	入所前提<バイク・車>	23日
161	入所前提<万引>	21日
162	緊急避難<怠学> (兄の暴力から逃れる)	22日
163	<確認中>	24日
164	入所前提<バイク・車>	12日
165	緊急避難<被虐待> (一時保護所での不適応)	7日
166	緊急避難<家出・浮浪> (一時保護所では対応できない)	2日
167	入所前提<家出・外泊>	12日
168	入所前提<暴力行為>	4日
169	逃走防止 (警察取り調べ)	5日
170	入所前提<その他・盗み>	6日
171	緊急避難 (居場所がない)	7日
172	入所前提<家出・浮浪>	26日
173	入所前提<家出・浮浪>	24日
174	入所前提<万引> (被虐待児)	5日
175	入所前提<万引> (被虐待児)	1日
176	入所前提<被虐待>	12日
177	入所前提<その他・盗み>	3日
178	入所前提<暴力行為> (警察から一時保護要請)	2日
179	入所前提<被虐待>	1日
180	入所前提<家出・浮浪>	12日
181	入所前提<その他・盗み>	25日
182	入所前提<その他>	7日
183	兄弟が児童相談所に一時保護されていたが、二人同時の生活に問題が生じたため、兄の一時保護委託を受け入れた	2週間
184	被虐待児の法28条の決定が下るまで	8週間
185	退所生で同一非行の子を児童相談所で一時保護したため	20日
186	虐待ケースで親の同意が得られるまでの間	48日
187	高一女子。家出。父からの暴力。児童相談所から無断外出。実姉による引き取り	2週間
188	中三女子。家出。一時保護委託解除後、入所措置。	10日
189	中2男子。窃盗。ネグレクト。児童相談所から無断外出。一時保護委託解除後入所措置	4週間
190	中2男子。家出。一時保護委託解除の10日後、入所措置	1週間
191	中3女子。家出一時保護委託解除後入所措置。	3週間
192	中3女子。家出一時保護委託解除後入所措置。	3週間
193	小4男子。窃盗。一時保護委託解除後入所措置。	1週間
194	中2男子。窃盗。一時保護委託解除後、家庭引き取り	1週間
195	小6男子。性的逸脱。一時保護委託解除後入所措置。	10日
196	中2男子。窃盗。父からの虐待。一時保護委託後、入所措置	2週間
197	主訴：虞犯 中学男子 児童相談所一時保護所が満杯状態のため	1日
198	主訴：虞犯 中学男子 児童相談所一時保護所が満杯状態のため	1日
199	主訴：触法 中学女子 グループでの触法行為による通告。通告された児童の同時児相一時保護は処遇上好ましくないと判断したため。	35日
200	主訴：虞犯 中学男子 同施設退所児童であったため一時保護委託が適切と判断したため	12日

NO	ケースの概要	受入期間
201	主訴：虞犯 中学卒業女子 同施設退所児童であったため一時保護委託が適切と判断したもの	2日
202	主訴：虞犯 中学女兒 兄弟であったため一時保護委託が適当と判断したため	2日
203	主訴：養護 中学女子 同施設入所予定のため一時保護委託をおこなったもの	13日間
204	主訴：虞犯 中学男児 問題行動の内容から児童相談所一時保護所での対応が困難であったため	31日
205	主訴：虞犯 中学女子 同施設から里親委託へ措置変更。マッチング期間一時保護委託	5日
206	主訴：虞犯 中学男児 同施設から養護施設へ措置変更。学籍等の関係で一時保護委託	21日
207	主訴：養護 小学女兒 児相一時保護中、実親から強引な引き取り要求があったため一時的に避難	3日
208	主訴：養護 小学女兒 児相一時保護中、実親から強引な引き取り要求があったため一時的に避難	3日
209	主訴：虞犯 中学卒業男児 児童相談所一時保護所での混合処遇が不適切と判断したため	5日
210	主訴：虞犯 高校中退女兒 児童相談所一時保護所での混合処遇が不適切と判断したため	21日
211	父子家庭。当学園を退園し児童福祉指導としたが、家出をし問題行動あり、児童相談所での一時保護が困難な状況にあったため再措置を前提として受け入れた	11日間
212	中学3年生の12月に、父親と本人が当学園でがんばりたいとの意向があり受け入れたが措置には至っていない。	11日間
213	家庭内暴力ケース。当施設を退所し家庭復帰後うまく適応できず、児童養護施設に措置する前段階として受け入れた。	9日間
214	保護者の施設入所の同意が得られず、家裁送致されたが長期間を要するため就職実習に向けた指導を開始する必要があるため一時保護委託を受託した。その後、措置された。	8週間
215	中3女兒 家出、男女交際等	3週間
216	中2女兒 家出、飲酒、喫煙	3週間
217	中2男児 深夜徘徊、不良交遊	5週間
218	中2男児 家出、バイク窃盗、恐喝	4週間
219	中2男児 バイク窃盗、公衆電話破壊	2週間
220	16歳女兒 薬物服薬	5日
221	小6男児 家出、万引き	4日間
222	家出・浮浪を繰り返し、保護者は対応に限界。一時的に家庭から離し、今後について考える時間を作るため。	5日
223	母子世帯。家賃滞納等によりアパートの立ち退きをせまられたが母親は行方不明。生活の場がなくなり緊急に保護する必要が生じたため。	11日
224	同上（兄弟関係）	
225	警察から身柄付き通告を児相が受けたが、児相の一時保護所から無断外出等の経過があり緊急に保護する必要が生じたため。	5日
226	深夜徘徊、不良交遊に対する父親からの暴力が激しく家庭での養育が困難となり、緊急に保護が必要となった。	8日
227	家出を繰り返し、他の施設へ入所したが落ち着かず実母との生活を再開するまでの間、緊急に保護	12日
228	多動性行為傷害により弟妹への暴力等激しく入所の予定であったが、一時保護所の利用が困難なため。	7日
229	軽度の知的障害児。中卒時に家庭引き取りとなり、当施設を退所していたが、兄とのトラブルから家庭での生活が困難となり、緊急に保護が必要となったため。	10日
230	実母と殴る蹴るの喧嘩をし、実母は入院したが落ち着かず、緊急に保護が必要となったため	2日

NO	ケースの概要	受入期間
231	父子世帯で生活が安定せずひたくり事件やバイク窃盗を繰り返し家庭での養育が限界となり緊急に保護	23日
232	父親との関係不調により家出を繰り返し家庭での養育が困難となり緊急に保護が必要。	17日
233	父子世帯。父親との関係が悪く友人宅へ家出していたが居づらくなり、緊急に保護が必要となる。	7日
234	離婚母子世帯。バイク窃盗、対教師暴力等で家庭での養育が限界となり緊急に一時保護	2日
235	家出、不良交遊等により家庭での養育が困難となり緊急に保護が必要	12日
236	バイク窃盗等で警察から児童相談所へ身柄付き通告を受け、入所予定であったが、一時保護所の対応が困難なため	10日
237	母子世帯。母親が昼夜働いていて不在のため、不良交遊等入所予定であったが、一時保護所が対応困難なため。	11日
238	窃盗事件を起こしたがその後も行動が改善せず、生活を見直し改善のきっかけとするため	7日
239	中1 万引き、家出。一時保護所の定員の空きがなかったため	3週間
240	中3 万引き、虐待（家裁審判）。一時保護所の定員の空きがなかったため	3週間
241	中2 家出、虐待 一時保護所の定員の空きがなかったため	8週間
242	中3 家出、暴行（家裁審判） 一時保護所の定員の空きがなかったため	5週間
243	中1 家出。一時保護所の定員の空きがなかったため	10週間
244	16歳 施設不適合。一時保護所の定員の空きがなかったため	3週間
245	中1 虐待、家出。一時保護所の定員の空きがなかったため	2週間
246	中3 施設不適合。一時保護所の定員の空きがなかったため	1週間
247	小1男児 一時保護所が満杯であることと当施設の職員体制にて保護が可能と判断されたため	2週間
248	中2男児 退所後、海外生活体験研修に参加させるため	1週間
249	中卒男児 退所後、保護者との関係不調の訴えがあり、アフターケアとして	3週間
250	入所を前提とする非行のケースで、一時保護所に共犯関係の者がいる場合	3週間
251	性的虐待があり保護者が入所を拒否しているケースで入所を前提として受入	3ヶ月
252	入所を希望（関係機関）しているが、一時保護所に入所が困難なケース	2週間
253	共犯関係で同日に保護され、一時保護所と分けて受入	3週間
254	一時保護所が満杯状態で入所に結びつきにくいケースであったが、やむを得ず当施設で一時保護する。	3週間
255	地元の一時的保護所は同じグループの仲間が入っていたため、当管内の一時的保護所に入所を依頼されるが、すでに満杯状態であり、施設に一時的保護委託。	3週間
256	緊急一時保護された児童。一時保護所の状況が不安定であることから、一定の枠組や指導力のある当施設に委託。	3週間